

大規模災害時の防災拠点となるべき庁舎整備のための財政支援を求める意見書

地方自治体は、大地震、大型化する台風、頻発する集中豪雨・土砂災害、活発化する火山活動等、数多くの災害に対応するため、さまざまな防災・減災対策の充実・強化を図ることが喫緊の課題となっています。

昨年４月に発生した熊本地震では、熊本県宇土市などで災害時における防災拠点となる庁舎が被災し、使用できなくなる例が相次ぎました。

庁舎は、大規模災害時における住民救助やインフラの復旧対策などの司令塔として有効に機能することが求められるため、庁舎の耐震化や建てかえ等は急務となっています。

しかしながら、多くの地方自治体は厳しい財政状況に置かれており、多額の経費を要する庁舎の建てかえや耐震補強を速やかに行うことは非常に困難な状況にあります。

また、庁舎の建てかえや耐震化事業についての補助事業はなく、地方債制度においても対象となる事業年度が定められているため、早急な対応は困難な状況と言えます。

このようなことから、大規模災害時においても救援や復旧支援を速やかに行い、地方自治体としての責務を果たせるようにするためには、庁舎整備についての財政支援措置が必要不可欠です。

よって、国におかれましては、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化や新たな補助制度を創設するなど財政支援を拡充するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２９年９月２６日

北海道江別市議会

提 出 先

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災）